

岡山県建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、建築物の耐震診断等を実施する当該民間建築物の所有者に補助金を交付する市町村に対し、県が必要な助成を行い、もって公共の福祉に資することを目的とする。

(通則)

第2条 岡山県建築物耐震診断等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

一 耐震診断等 既存建築物の耐震性を把握するために行う次に掲げるもの、及びこれに附随する調査等をいう。ただし、建築物の用途変更に伴うものを除く。

(1) 次に掲げる方法に基づき行う既存建築物の耐震診断、補強計画、補強計画後の耐震診断、部分補強計画、部分補強計画後の耐震診断

①国土交通大臣が定める技術指針事項に定める方法

②岡山県木造住宅耐震診断マニュアル（以下「マニュアル」という。）に掲げる一般診断法、精密診断法

(2) 構造計算書等の既存設計図書の内容チェック及び現地調査

(3) 構造計算の再計算、及び現地調査

(4) 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る）

二 補助事業者 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づく交付金又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日付け国住街第223号、国住市第156号。以下、「国交付要綱」という。）に基づく補助金を活用し、耐震診断等を実施する者への補助を行う市町村をいう。

三 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。）をいう。

四 緊急輸送道路等沿道建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐促法」という。）第7条第二号に規定する建築物（以下「県指定緊急輸送道路沿道建築物」という。）及び同条第三号に規定する建築物（以下「市町村指定緊急輸送道路等沿道建築物」という。）をいう。

五 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 耐促法第5条第3項第二号に規定するブロック塀等であって、同法施行令第4条第二号に規定する通行障害建築物をいう。

(補助金の交付)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため、補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象、補助率等)

第5条 補助金の交付の対象、補助率等は、民間建築物の種類等による事業区分に応じて別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に

より仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額は、控除するものとする。

（交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受ける際には次の書類を知事に提出しなければならない。

- （1）耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）事業計画書（様式第2号）
- （3）収支予算書（様式第3号）

（事業内容の変更等）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助金の額に変更が生じるとき
 - （1）耐震診断等事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）
 - （2）変更事業計画書（様式第2号）
 - （3）変更収支予算書（様式第3号）
 - 二 補助金の額に変更が生じないとき
 - （1）耐震診断等事業内容変更承認申請書（様式第5号）
 - （2）変更事業計画書（様式第2号）
 - 三 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
 - （1）耐震診断等事業の廃止（中止）承認申請書（様式第6号）
- 2 事業の内容の軽微な変更は、次の各号に定める以外のものをいう。
- 一 耐震診断等を行う建物を別の建物に変更するもの
 - 二 補助金の額に変更が生じるもの

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内に、次の書類を知事に提出しなければならない。

- （1）耐震診断等事業実績報告書（様式第7号）
- （2）耐震診断等実施一覧表（様式第8号）
- （3）収支決算書（様式第3号）

（耐震診断等の実施）

第9条 本事業の耐震診断等は、次の各号の場合に応じて、当該各号に掲げる者が行わなければならない。ただし、既存住宅性能表示制度に係る性能評価はこの限りでない。

- 一 マニュアルに掲げる方法に基づき耐震診断等を行う場合 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員
- 二 前号以外の場合 建築物の構造実務実績等を勘案し知事が指定した建築士事務所に所属する建築士
- 三 前各号の規定にかかわらず、緊急輸送道路等沿道建築物（通行障害既存耐震不適格ブロック塀を除く。）については、耐促法施行規則第5条第1項に規定する耐震診断資格者
- 四 前各号の規定にかかわらず、通行障害既存耐震不適格ブロック塀については、耐促法施行規則第5条第1項に規定する鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る耐震診断資格者又は建築士法第2条第1項に規定する建築士若しくは公益財団法人日

本エクステリア建設業協会が運営するブロック塀診断士であって、一般財団法人日本建築防災協会が実施する「既存ブロック塀等の耐震診断基準」に係る講習を修了した者

(評価)

第10条 本事業の耐震診断等（通行障害既存耐震不適格ブロック塀及び既存住宅性能表示制度に係る性能評価を除く。）は、その結果について知事が指定する耐震評価機関の評価を受けたものでなければならない。ただし、緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断等の結果については、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定める耐震判定委員会設置登録要綱の規定に基づき登録を受けた耐震判定委員会又はその他知事が認めた機関の評価を受けたものをもってこれに代えることができる。

(公表)

第11条 知事は、本事業の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の対象となる建築物の種類、公表の方法等は、知事が別に定める。

(取引上の開示)

第12条 本事業を実施した建築物の所有者は、当該建築物を譲渡若しくは貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、本事業の結果を開示しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行し、平成14年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行し、平成17年度分補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成18年1月6日から施行し、平成17年度分補助金から適用する。

(経過措置)

第2条 平成17年度に岡山県木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱に基づき行われている簡易診断事業、一般診断事業、精密診断事業については、この要綱で定める岡山県建築物耐震診断等事業であるものとみなし、各補助対象事業の補助に関する規定は、改正前の同要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は平成20年7月18日から施行し、平成20年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、平成21年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成22年6月2日から施行し、平成22年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行し、平成26年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行し、平成28年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行し、平成29年度分補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の規定のうち木造住宅耐震診断事業以外の事業については、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に補助金を交付すべき事由が生じ、かつ、施行日以降に委託業務が完了した事業について適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度分補助金から適用する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年度分補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助率等
事業区分	建築物	経費	
木造住宅耐震診断事業	次の全てに該当する住宅 一 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 二 構造が丸太組工法、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の認定工法以外の木造であるもの 三 地上階数が2以下のもの 四 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業の建築物欄に掲げる建築物以外であるもの（第3条第一号（1）に掲げる補強計画及び計画後の耐震診断を行う場合を除く。）	次に掲げる経費（136,000円／戸（マニュアルに掲げる一般診断法によるものにあつては延べ面積200㎡以内までは90,000円／戸、200㎡を超えるものにあつては100㎡に達するまでごとに10,000円を加算した額）以内を限度） 一 耐震診断等の経費 ただし、第3条第一号（1）に係るもの（市町村指定緊急輸送道路等沿道建築物を除く。）はマニュアルに掲げる一般診断法、精密診断法によるものに限り、同号（4）に係るものは耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 二 第10条の評価に係る経費	一 マニュアルに掲げる一般診断法の場合 市町村が補助する額の4分の1以内。ただし、市町村指定緊急輸送道路等沿道建築物にあつては、20千円（延べ面積200㎡を超えるものにあつては100㎡に達するまでごとに2千円を加算した額）を限度とする。 二 前号以外の場合 補助対象経費の6分の1以内で、かつ、市町村が補助する額の4分の1以内。ただし、一住宅につき、精密診断法その他のものにあつては22千円を限度とする。

戸建て住宅耐震診断事業	次の各事業の建築物欄に掲げる建築物以外の一戸建て住宅 一 木造住宅耐震診断事業 二 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業（第3条第一号（1）に掲げる補強計画及び計画後の耐震診断を行う場合を除く。）	次に掲げる経費（136,000円／戸以内を限度） 一 耐震診断等の経費 ただし、第3条第一号（4）に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 二 第10条の評価に係る経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、市町村が補助する額の4分の1以内。ただし、一住宅につき、22千円を限度とする。
建築物耐震診断事業	次の各事業の建築物欄に掲げる建築物以外 一 木造住宅耐震診断事業 二 戸建て住宅耐震診断事業 三 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業（第3条第一号（1）に掲げる補強計画及び計画後の耐震診断を行う場合を除く。）	次に掲げる経費（延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内、2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内を限度） 一 耐震診断等の経費 ただし、第3条第一号（4）に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 二 第10条の評価に係る経費	補助対象経費の6分の1以内で、かつ、市町村が補助する額の4分の1以内。ただし、市町村指定緊急輸送道路等沿道建築物にあつては、市町村が補助する額から国土交通省が交付する補助金等の額を控除した額の2分の1以内で、かつ、一建築物につき、750千円を限度とする。
緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業	県指定緊急輸送道路沿道建築物	県指定緊急輸送道路沿道建築物（通行障害既存耐震不適格ブロック塀を除く）においては、次に掲げる経費（マニュアルに掲げる一般診断法によるものにあつては延べ面積200㎡以内までは90,000円／戸、200㎡を超えるものにあつては100㎡に達するまでごとに10,000円を加算した額、マニュアルに掲げる一般診断法以外のものにあつては延べ面積1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570	市町村が補助する額から国土交通省が交付する補助金等の額を控除した額の2分の1以内。

		<p>円／㎡以内、2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内の合計額に、設計図書の復元、耐震評価機関の評価取得等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用（1,570,000円を限度）を加算した額以内を限度）</p> <p>一 耐震診断等の経費 ただし、第3条第一号（1）のうち、補強計画、計画後の耐震診断に係るもの及び同号（4）に係るものを除く。</p> <p>二 第10条の評価に係る経費</p> <p>通行障害既存耐震不適合ブロック塀においては、次に掲げる経費（ブロック塀等の長さに1メートル当たり204円を乗じて得た額に48,960円を加えた額以内を限度）</p> <p>一 耐震診断等の経費 ただし、第3条第一号（1）のうち、補強計画、計画後の耐震診断に係るものを除く。</p>	
--	--	--	--